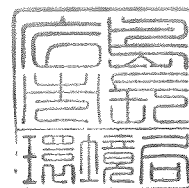


平成 27 年 6 月 4 日

産業廃棄物処理施設検査済証

広島市長 松 井 一 實



住 所 (所 在 地)	広島県広島市佐伯区五日市町大字保井田350番の6
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	山陽工営株式会社 代表取締役 大前 慶幸
許 可 年 月 日	平成27年 3月30日
許 可 番 号	第 J1018 号
施 設 の 種 類	破碎施設
施設の設置場所	広島市佐伯区五日市町大字保井田字稗畑350番の6、横尾647
処 理 す る 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下 余 白
構造又は処理方式	破碎機 4基
処 理 の 能 力	廃プラスチック類 4.17t/日 紙くず 2.78t/日 木くず 7.66t/日 繊維くず 2.78t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず （廃石膏ボードを除く） 800 t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る） 58.17 t/日 がれき類 800t/日（8時間）
検 査 年 月 日	平成27年 6月 2日
備 考	

(7320032813)